

## イタリア協同組合法の改正と EU 協同組合法について

――レガコープ法律部門責任者 マウロ・イエンゴさんに聞く

## 協同組合法制の改正について

私の仕事上、会社法の改正(\*)について間近に接しながら状況を捉えてきました。この法律の改正は2003年に行われていますが、2004年の1月から施行されており、1年半ほど経っていますので、それについてのコメントをしたいと思います。

まず、過去に比べてポジティブな面として、協同組合に関する全ての法律が民法の中にまとめられたということがあります。それまでは、協同組合を規定する法律は100くらいに分散していて、適用や解釈が難しいという問題がありました。ただし、協同組合企業が社会的な役割を負っているということで税制上の優遇を受けるという点については、新しい法の中にも継続されました。

これまで、協同組合企業が税制優遇を受けるためには、相互扶助の機能を持っているという要件を満たさなければならないという細則がありました。この優遇措置を受けるための要件についてですが、ひとつは組合員に対する配当に制限をつけなければならないということです。もうひとつは、内部留保が分割できないという点です。また、もし万が一協同組合企業が解散した場合に



は、その資産は相互扶助基金に移され、新しい協同組合の設立や既存の協同組合の発展のために使われることになります。このような3つの要件があります。

この3つの要件は新しい法制でも認められていますが、新しい側面として、もうひとつの要件が必要とされるようになっています。すなわち、相互扶助を優先しているか、という点です。これは2つのタイプに分けられることになります。相互扶助を優先する協同組合というのは、主に組合員に対して活動することが求められます。もちろん組合員以外に対しても活動できますが、組合

員を主体とした活動をすることが規定されています。具体的には消費協同組合の場合は、利用者が主に組合員であること、労働者協同組合であれば、組合員労働者が主体となるということです。このように新しい法律の中では相互扶助機能を認められるためには、4つの要件を満たさなければならないということになりました。

ネガティブな判断をしているのは、協同 組合の中で相互扶助を主体としているとこ ろとしていないところという分け方をして いるため、組合員以外の第3者が協同組合か ら利益を受けにくくなり、社会的活動が制 限されるという点です。この点について私 たちは抗議をしましたが、法制化されてし まいました。ただ、ベルルスコーニ政権は協 同組合陣営により強いダメージを与える悪 法を予定していたので、そのダメージを少 なくすることはできたと思います。

それから、法改正について、あと2つの重要な面があります。ひとつは、協同組合がいかに財源を捻出するか、という面です。イタリアでも世界レベルでも、協同組合は財源をなかなか確保できないという資本の問題があって、イタリアでは2つの形態でそれを解決しようとしています。ひとつは賛助組合員(soci sovventori)、もうひとつは協同組合参加(partecipazione cooperativa)という形態です。これは1992年の法律(59号法:"Nuove norme in material di societa cooperative")で規定されたのですが、配当や議決権の条件が厳しく、問題がありました。

新しい法律の下では、協同組合は他の私 企業と同じ財源上の手段を使うことが可能

です。具体的には、資本参加と借金がどちら もできる形態になりました。ただし、資本参 加させる場合の制限があります。ひとつは、 資本を多く出していても総会の際に1/3を超 える議決権を持つことができないことに なっています。また、理事会のメンバーの1/ 3を超えてはいけないこと、監査の1/3を超 えてはいけないことも定められています。 それから、出資に対する配当はこれまで法 律によって規定されていましたが、それぞ れの協同組合の定款で定めることができる ようになりました。今、2つの例を挙げたよ うに、一方ではガバナンスの部分について は民主的な原則を守り厳しい規制を加えな がら、他方では資本を集めやすいようにフ レキシブルな制度を導入しているのです。

もうひとつの法改正の側面として、協同 組合運営の自治(autonomia)が広げられた ことがあります。ただ、定款の中により自主 性を入れていくと言っても、「一人一票」と いった基本原則を崩すことはできません。 また、これまでの法律では、理事会は組合員 を代表するメンバーで構成されなければな らない仕組みになっていましたが、法改正 により過半数は組合員を代表する理事でな ければなりませんが、それ以外は、マネジメ ントをする能力のある職員や取引先なども 理事となることができるようになりました。 ただし、これはあくまでも可能性の問題で、 それぞれの協同組合が今言ったような条件 の中で、自主的に定款を定めることができ るようになったということです。

## EUの協同組合法について

イタリアにおける企業法の改正のような 問題は、同じようにヨーロッパ中で起こっ てきています。実際、2003年にEU委員会 でヨーロッパの協同組合企業を規定する法 律が通りました。この法律が通るまでに非 常に長い時間がかかっています。なぜなら、 それぞれのヨーロッパの国は異なる文化や 経験の下で法律を作ってきており、その中 でそれらの経験がひとつになるには時間が かかったのです。この結果、文化や経験の違 いを調整するような法律になっています。 それぞれの協同組合の自主性を強める方向 になっていると同時に、各参加メンバーは 国内法を持っているという形になっていま す。もちろんこのヨーロッパの法律の中に は、一人一票や配当の制限、解散時の資産の 処理、組合員への利用高配当といった、国際 的な協同組合原則は入っています。それか らこの法律は協同組合企業をヨーロッパ内 でよりよく発展させる意図を持って作られ ています。協同組合の構成員には法人と自 然人のどちらもなることができますし、 ヨーロッパの協同組合が一緒になること、 また他の国に支店を持つことも可能になっ ています。この法律は2006年の8月に施行 されます。これで、ヨーロッパレベルの協同 組合企業ができることを私たちは期待して います。その前段階として各国が法改正を してきており、東ヨーロッパの旧社会主義 国でもこの法律を実施することを通じて、 新たに発展していくことを期待しています。

EU協同組合法の評価ですが、 今は違う 文化や経験の中から出てきているので、そ れぞれの違いのバランスをとるものとなっているのですが、その違いを超えてヨーロッパでひとつの法律ができることを期待しています。ただ、こういう法律を通していくためには税制を変えていかなければなりません。残念ながら税制を統一する法律はありません。ですから、国ごとの税制の部門にも手をつけていかなければ、ヨーロッパレベルでの協同組合企業の法律は難しいと思います。

2005.10.17

(\*)マウロ・イエンゴ「イタリアの経験:協 同組合法改正の諸問題とチャンス」『協 同の發見』2004.4 を参照